



稚内市立稚内東小学校

令和2年度
学校だより

R03/04/30 No.2



～学ぶ喜びを味わい
共に創り出す喜びを味わう～
笑顔あふれる東小

共に学ぶ喜び

校長 坂本 孝行

東小の子どもたちは、様々な活動に前向きに取り組むことができます。当番活動など進んで働くこと、友達や下級生に優しく接することができる子がたくさんいます。新学期スタートの一月は、何事にも前向きにがんばろうとする気持ちが感じられました。どの学級でも、楽しい学校生活のための目標をもちスタートしました。落ち着いて学びに向かっています。

どの子も、学ぶ意欲をもっています。みんなで楽しく生活したい、一緒にがんばりたいと思っています。その思いに応えられるよう、先生たちは努力や工夫を重ねてきました。一年生もがんばっています。ちゃんと座って、先生の話をしっかり聞いて、一生懸命です。六年生は、一年生のお世話活動に始まり、最高学年としての学校生活が順調にスタートしました。全校340名、自分らしさを出し、仲間と共に「できるようになった」「わかるようになった」と喜び合える、笑顔いっぱいの学びを創っていきたいと思います。

感染対策を徹底した上での教育活動、まだまだ制限がありますが、工夫しながら子どもの学びは確かなものにしていきます。できないことを嘆いていても前に進みません。子どもたちにとっても、コロナ禍において、元気が出ないこともあります。しかし、人は、知恵を出し、工夫することができます。私たち大人が、明るく、励ましていきたいものです。

26日からの参観日では、多くの保護者の皆さんに来ていただきました。子どもの成長を願う気持ちをしっかりと受け止め、力を合わせていきたいと思っています。これまでも大人同士のつながりを大切にしてきました。つながっていることで、子どもは安心して学ぶことができます。子どもの良さ、がんばり、何よりもその可能性を信じ、私たち大人も成長していきたいと思っています。

今の世の中、明るい話題がなかなか見つかりませんが、子育てや教育においては、子どもの元気な姿、笑顔に触れることができるのは、幸せなことではないでしょうか。大人も、笑顔でつながることができるといいです。

今年のPTA活動

先週、PTA総会議案書を配付しました。PTA総会意見書の提出も無かったことから議案について承認されたものといたします。

ただし、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を考えると、昨年同様、PTA活動も縮小した活動となるのは当然だと考えています。



普段の子ども達の学校生活を含めて、感染対策に十分気をつけながら対応していくつもりですので、今後ともご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

5月



- 3日(月) 憲法記念日
- 4日(火) みどりの日
- 5日(水) こどもの日
- 6日(木) 午前授業
- 7日(金) 全校クリーン作戦
- 10日(月) 前期児童会②
- 11日(火) 個人懇談週間①
- 12日(水) 個人懇談週間②
- 13日(木) 個人懇談週間③
- 14日(金) 個人懇談週間④
- 17日(月) 個人懇談週間⑤
- 18日(火) 個人懇談週間⑥
- 19日(水) 個人懇談週間⑦
- 20日(木) 東地区ネットワーク①
- 24日(月) クラブ②
- 27日(木) 全国学力学習状況調査(6年生)

明日からゴールデンウィーク！

2年以上前ならば、「今年は〇日間の大型連休！」などと報道もされていましたし、ゴールデンウィーク中に旅行を計画していたご家庭も多かったことと思います。

しかし、昨今の「新型コロナウイルス感染防止のために、感染拡大地域との往来をしないようにしましょう」というキャンペーンのため、旅行を取りやめたご家庭もあるのではないのでしょうか？

なにはともあれ、4月から新学期が始まり、忙しい日々が続きます。疲れもたまっていることと思います。このゴールデンウィークでゆっくりと疲れを癒やし、5月6日(木)から元気よく、子ども達が登校してくれるのを楽しみにしています！



法律が変わって1年が経ちました

上のタイトルを見て、「さて、なんのこと？」と思う方が、大多数だと思いますが、子育て世代の我々にはとても重要な法律です。

正式名称は「児童福祉法等改正法」。中身は「親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化されたというもの。

具体例としては

- ・「何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた」
- ・「いたずらをしたので、長時間正座をさせた」
- ・「宿題をしなかったので夕食を与えなかった」

上の3点は全て体罰です！

詳しくは先週、配付した厚生労働省のパンフレット「体罰等によらない子育てを広げよう！」(右上)をご覧ください。

保護者の中には「自分が子どもの時はこのくらいはしつけとして当たり前だった」と考える人もいるかもしれませんが、体罰が子どもの心身の成長・発達に様々な悪影響を与えることが、科学的にも明らかになっています。

パンフレットには「体罰等によらない子育てのための工夫のポイント」も掲載されていますので、是非ご覧ください。

子育てに関わって、悩まない親はいないと思います。困ったときは一人で悩まず、知り合いや学校職員、こども課の方など誰でも構わないので相談することが大事だと思います。

また、稚内東小学校も含めた公共施設は「法律に基づく通告義務施設」に指定されており、体罰の疑い、ネグレクト(養育放棄)の疑いがあることを認めたときは、児童相談所・警察・市役所こども課に通告しなければならない義務をもっています。



法律に基づく 通告義務施設

みなさん ご存じですか？

私どもの施設は児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき通告義務を負っている施設です。

お子さんに見逃ごせない傷や、ネグレクト(養育放棄)の心配がある場合は、児童相談所・警察・市役所こども課に通告しなければなりません。この表示は、私どもの施設ばかりでなく、稚内市児童問題連絡会の依頼で市内の児童福祉施設等に掲示されています。通告は、子どもの側にとって判断するものです。養育についてのご心配がありましたら、あらかじめ職員にご相談ください。

